

暴行罪で起訴の

藤井寺市議無罪

大阪地裁堺支部判決

経営する不動産会社の男性従業員を殴ったとして暴行罪に問われた大阪府藤井寺市議の本多穂被告(45)に対する判決公判が26日、大阪地裁堺支部で開かれ、大寄淳裁判官は「被害者の証言は信用性が乏しい」など

として無罪(求刑罰金30万円)を言い渡した。

大寄裁判官は、捜査段階の本多市議の供述について「市議選出馬直前の時期だったため、早く済ませるため、取調官に迎合した可能性を否定できない」と指摘、被害者の供述が変遷していることもあけて、「信用性は十分なものとはいえない」と結論つけた。本多市議は、大阪府警羽

曳野署が昨年2月に逮捕。堺区検が略式起訴したが、

本多市議が正式裁判を請求し、無罪を主張していた。判決後、弁護人の中村和洋弁護士は「証言を十分に吟味せず、安易な取り調べが行われた」と警察と検察の捜査を批判した。徳久正・大阪地検堺支部長の話「内容を精査して、上級庁と協議の上、適切に対応したい」

平成24年(2012) 日刊25071号

9|27 [木]



産経新聞